インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、治癒証明書は不要です。 『インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書』をご使用ください。

保 護 者 殿

岡山県立玉島高等学校長

## 出席停止について

次の感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。 主治医から登校許可が出るまでは欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。 なお、回復して登校する際には、下記の治癒証明書を担任に提出してください。

病名(通称)	主な症状	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	悪寒、頭痛、高熱、倦怠感、腰痛、筋肉痛、 咽頭痛、咳、鼻汁、鼻づまり	1~4 日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで
百日咳	コンコンと連続して咳き込んだ後、ヒューという笛を吹くような音を立てて、急いで息を吸うような特有な咳発作	7~10 日	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適 正な抗菌性物質製剤による治療が終了す るまで
麻しん(はしか)	発熱、発疹、目の充血、目やに、咳、くしゃみ、鼻水、発疹、コプリック斑(口内の類粘膜に白い斑点ができる)	8~12 ⊟	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫れと痛み、発熱	16~18 日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日ばしか)	ピンク色の発疹、発熱、リンパ節(頚部、 耳の後ろ)の腫れと痛み	16~18日	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	紅斑→丘疹→水疱→膿疱→かさぶたの順 に進行する発疹、かゆみと痛み	14~16日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、のどの痛み、頭痛、食欲不振、咽頭 発赤、リンパ節(頚部、後頭部、耳前)の腫 れと痛み、結膜充血、流涙、目やに	2~14 日	   主要症状が消退した後2日を経過するまで 
新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、全身倦怠感、頭痛、下痢	2-7日	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで
結核	初期は自覚症状なし、倦怠感、微熱、寝 汗、咳、体重減少	2年以内	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐、時に劇症型 感染症	1~10 ⊟	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(0157など) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 その他の感染症			病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(※左記の感染症は、医師の判断により出席停止になる場合とならない場合がありますので、医療機関におたずねください。)

.----- ( きりとり ) ------

( 担任記入欄 ) \_\_\_\_\_

### 治癒証明書

	公り	7		出馬	<b>韩停止</b>	
月	日(	)	限	月	日(	)
カ	ら			から		
月	日(	)	限	月	日(	)
		1-1-		- 44 - 4 / 1 - 4	(- t-t-)	

岡山県立玉島高等学校 \_ 年 組 番 氏名

生徒 → 担任 → 保健室(報告・保管)

上記の生徒は	(病名)				の;	ために、	
月	_日から	月	 日まで、	安静加療中7	だったこ。	とを証明し	<b></b> します。
				<b></b>	在	日	Я

医療機関名 医師氏名

#### (担任記入欄)

公 欠				出席停止			
月 日( ) 限				月 日( )			
から			から				
月	目(	)	限	月 日( )			

生徒 → 担任 → 保健室(報告・保管)

(以下、保護者記入)

インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立玉島高等学校 年 組 番 氏名

 発症
 日:令和
 年月
 日

 診断
 日:令和
 年月
 日

医療機関名:

診 断 名:インフルエンザ A型 · B型 · 不明

新型コロナウイルス感染症

(該当するものに○を付けてください。)

解 熱 日:令和 年 月 日

令和 年 月 日 保護者氏名(自署):

#### 【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日	(曜日)	測定時刻	:体温(	(午前)		測定時刻	刂:体温	(午後)	
0日目	月	目()	時	分:		ů	時	分:		°C
1日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
2日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
3日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
4日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
5日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
6日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:		°C
7日目	月	日()	時	分:	•	°C	時	分:	•	°C
8日目	月	日()	時	分:		°C	時	分:		°C

※発症した日を0日目とします。

#### 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱 [平熱(37.5℃未満)に下がること] した日の翌日を初日(1日目) として、2日を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日を経過していること。

# 〈記入例〉

【例】 11/5(木) 帰宅後、発症。

11/6(金) 受診して、インフルエンザA型と診断。

11/7(土)解熱

11/9(月)解熱後2日目

11/10 (火) 発症後5日目

11/11 (水) 登校可

インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立玉島高等学校 **2** 年 **5** 組 **4** 番 氏名 **五島 高男** 

発 症 日:令和 **O** 年 **11** 月 **5** 日 **◆** 

診 断 日:令和 **O** 年 **11** 月 **6** 日

医療機関名: *OOクリニック* 

診 断 名:インフルエンザ (A型) · B型

新型コロナウイルス感染症

(該当するものに○を付けてください。)

解 熱 日:令和 **O**年 **11**月 **7**日**▼** 

令和 **O** 年 **11**月 **11**日

保護者氏名(自署): **盂島 高子** 

※発症日は、発熱・関節痛などインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た日

· 不明

※解熱日は、平熱(37.5℃以下)に 下がった日

#### 【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)	
光症'医	力 口(唯口)	<b>则足时刻,</b> P/画(干削)	烈足时刻· PA (干板)	
0日目	11月 <b>5</b> 日 ( <i>木</i> )	<b>7</b> 時 <b>30</b> 分: <b>36. 7</b> ℃	<b>19</b> 時 <b>00</b> 分∶ <u><b>38. 8 ℃</b></u>	発症日
1日目	11月 <b>6</b> 日(金)	<b>8</b> 時 <b>30</b> 分∶ <b>38. 6</b> ℃	<b>20</b> 時 <b>00</b> 分∶ <b>37.8</b> ℃	診断日
2日目	<i>11</i> 月 <b>7</b> 日 ( <i>土</i> )	<b>8</b> 時 <b>00</b> 分∶ <b>37. 6</b> ℃	<b>20</b> 時 <b>30</b> 分∶ <u><b>36. 7 ℃</b></u>	解熱日
3日目	11月 <b>8</b> 日(日)	<b>7</b> 時 <b>00</b> 分: <b>36. 3</b> ℃	<i>18</i> 時 <i>15</i> 分∶ <i>36. 4</i> ℃	
4日目	11月 <b>9</b> 日(月)	<b>7</b> 時 <b>00</b> 分: <b>36. 2</b> ℃	<b>19</b> 時 <b>00</b> 分∶ <b>36. 3</b> ℃ •	解熱後2日目(インフル エンザ基準②)
5日目	11月10日(火)	<b>7</b> 時 <b>00</b> 分: <b>36. 3</b> ℃	<b>20</b> 時 <b>00</b> 分∶ <b>36. 4</b> ℃	発症後5日目(基準①)
6日目	11月11日(水)	<b>6</b> 時 <b>00</b> 分∶ <b>36. 3</b> ℃	時 分: ℃ ・	登 校 可
7日目	月日()	時 分: ℃	時 分: ℃	

※発症した日を0日目とします。

#### 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱 [平熱(37.5℃未満)に下がること] した日の翌日を初日(1日目) として、2日を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

<u>学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。</u>

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日を経過していること。